## 【別紙】電気需給約款(特別高圧)新旧対照表 小売事業者:九州電力株式会社

(下線部分が変更箇所)

※主な変更点を記載しております。

	旧			新		
目次			目次			
1	本約款の目的	1	1	本約款の目的	1	
2	電気需給約款の変更等	1	2	電気需給約款の変更等	1	
3	定義	2	3	定義	2	
4	単位および端数処理	4	4	単位および端数処理	4	
5	実施細目	4	5	実施細目	4	
6	需給契約の申込み・成立	5	6	需給契約の申込み・成立	5	
7	需要場所	5	7	需要場所	5	
8	需給契約の単位	5	8	需給契約の単位	5	
9	供給の開始	5	9	供給の開始	5	
10	契約種別	7	10	契約種別	7	
11	契約電力等	7	11	契約電力等	7	
12	電気料金	8	12	電気料金	9	
13	料金の適用開始の時期	10	13	料金の適用開始の時期	10	
14	使用電力量の計量および検針	10	14	使用電力量の計量および検針	10	
15	料金の算定および算定期間	10	15	料金の算定および算定期間	10	
16	日割計算	10	16	日割計算	10	
17	料金の支払義務および支払期日	11	17	料金の支払義務および支払期日	11	
18	料金その他の費用の支払方法	11	18	料金その他の費用の支払方法	11	
19	保証金	12	19	保証金	12	
20	延滯利息	12	20	延滯利息	12	
21	適正契約の保持	14	21	適正契約の保持	13	
22	力率の保持	14	22	力率の保持	13	
23	契約超過金	14	23	契約超過金	13	
24	お客さまの協力	14	24	お客さまの協力	13	
25	供給の停止	16	25	供給の停止	15	

26	供給停止の解除	17	26	供給停止の解除	16
27	供給停止期間中の料金	17	27	供給停止期間中の料金	16
28	違約金	17	28	違約金	16
29	供給の中止または使用の制限もしくは中止	17	29	供給の中止または使用の制限もしくは中止	16
30	制限または中止の料金割引	17	<u>30</u>	損害賠償の免責等	16
31	損害賠償の免責等	18	<u>31</u>	設備の賠償	17
32	設備の賠償	19	<u>32</u>	契約期間	18
33	契約期間	20	<u>33</u>	需給契約の変更	18
34	需給契約の変更	20	<u>34</u>	需給契約の終了	18
35	需給契約の終了	20	<u>35</u>	需給開始後の需給契約の終了	
36	需給開始後の需給契約の終了			または変更に伴う料金および工事費の清算	18
	または変更に伴う料金および工事費の清算	20	<u>36</u>	解除等	19
37	解除等	21	<u>37</u>	需給契約終了後の債権債務関係	20
38	需給契約終了後の債権債務関係	22	<u>38</u>	当社と本小売電気事業者との契約終了に	
39	当社と本小売電気事業者との契約終了に			伴う契約変更等	20
	伴う契約変更等	22	<u>39</u>	供給方法および工事	21
40	供給方法および工事	23	<u>40</u>	供給地点および施設	21
41	供給地点および施設	23	<u>41</u>	引込線の接続	21
42	引込線の接続	23	<u>42</u>	計量計等の取り付け	21
43	計量計等の取り付け	23	<u>43</u>	供給設備の工事費負担金	22
44	供給設備の工事費負担金	24	<u>44</u>	工事費負担金の申受けおよび清算	22
45	工事費負担金の申受けおよび清算	24	<u>45</u>	需給開始に至らないで需給契約を終了	
46	需給開始に至らないで需給契約を終了			または変更される場合の費用の申受け	22
	または変更される場合の費用の申受け	24	<u>46</u>	工事費等に関する契約書の作成	22
47	工事費等に関する契約書の作成	24	<u>47</u>	管轄裁判所	23
48	管轄裁判所	25	<u>48</u>	暴力団排除に関する条項	23
49	暴力団排除に関する条項	25	<u>49</u>	その他	23
50	その他	25			

I 総 則	I 総 則
3 定義	3 定義
(28)部分供給	_(削除)_
複数の電気事業者から一需要場所に対して、1 引き込みを通じ	
て一体として供給される形態をいいます。	
(29) 全量供給	( <u>28</u> )全量供給
当社から一需要場所に対して、1 引き込みを通じて全量を供給	当社から一需要場所に対して、1 引き込みを通じて全量を供給
される形態をいいます。	される形態をいいます。
(30)本小売電気事業者	(29)本小売電気事業者
当社との取次ぎ業務委託契約に基づきお客さまに電気を供給す	当社との取次ぎ業務委託契約に基づきお客さまに電気を供給
る小売電気事業者である九州電力株式会社(小売電気事業者登	する小売電気事業者である九州電力株式会社(小売電気事業
録番号 A0275) をいいます。	者登録番号 A0275) をいいます。
(31)請求対象月	(30)請求対象月
請求対象月とは、原則として計量日の前日が属する月をいいま	請求対象月とは、原則として計量日の前日が属する月をいい
t <sub>o</sub>	ます。
(32)消費税等相当額	( <u>31</u> )消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定に	消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定
より課される地方消費税に相当する金額をいいます。	により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
Ⅲ 契約種別および料金	Ⅲ 契約種別および料金
11 契約電力等	11 契約電力等
(1)契約種別を問わず(ただし、自家発補給電力および予備電力を	(1) 契約種別を問わず(ただし、自家発補給電力および予備電力
除きます。)、契約電力は次によって定めます。	を除きます。)、契約電力は次によって定めます。
ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合	ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合
(ハ)全量供給にて500キロワット以上となる場合は、部分供給に	(ハ) (削除)
おける当社が供給する契約電力は、前項イに従って契約電力	
を定めることとします。	▼7
V 使用および供給	V 使用および供給
30 制限または中止の料金割引	30 制限または中止の料金割引
(1) 常時供給メニューについては、前条によって、一般送配電事業	_ (削除)
者等により電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、	
もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行い料金を算定い	
たします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由によ	

る場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。

ただし、15 (料金の算定および算定期間) (1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(口) 割引率

月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに 0.2%といたします。時間の計算方法は一般送配電事業者等の託送供給等約款に従います。

- (ハ)制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた 場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨ていたします。なお、制限時間については、 次の算式によって修正したうえで合計いたします。
  - a 需要電力を制限した場合

H' = 修 正 時 間

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

H' = 修 正 時 問

 $H' = H \times \frac{A - B}{A}$  H =  $\mathbb{H} \mathbb{H} \mathbb{H} \mathbb{H} \mathbb{H} \mathbb{H}$ 

A= 制限指定時間中の基準となる電力量

B = 制限時間中の使用電力量

- c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいもの によります。
- ロ 契約電力が 500 キロワット未満の場合
- (イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、15 (料金の算定および算定期間) (1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。
- (ロ) 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ご

(削除)

とに4%といたします。	_(削除)
(ハ)制限または中止延べ時間数の計算 延べ日数は、1 日のうち	
延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算い	
たし ます。	
(2) 本条(1)による延べ時間数または延べ日数を計算する場合には、	
電気工作物の保守または増強のための工事の必要上、当社がお	
客さまに 3 日前までにお知らせして行う制限または中止は、1	
月につき 1 日に限って計算に入れません。この場合の 1 月に	
つき 1 日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事に	
よる制限または中止の時間といたします。	
(3) 臨時電力、自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止	
または使用の制限もしくは中止に ついても本条(1)および(2)に	
準じて割引を行い料金を算定いたします。	
付則	付則
本約款は、2024年8月1日より適用する。	本約款は、 <u>2025 年 4 月 1 日</u> より適用する。
2020年 3月1日改定	2020年 3月1日改定
2020年 7月 1日改定	2020年 7月 1日改定
2022 年 8月 1日改定	2022年 8月 1日改定
2024年 8月 1日改定	2024年 8月 1日改定
	2025年 4月 1日改定